

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

---

令和5年10月  
上 富 田 町

---

# 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	-1-
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	-3-
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	-4-
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	-6-
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 市町村が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	-7-
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	-9-
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	-14-

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 当町は、紀伊半島の南部に位置し、南北にJR紀勢本線と国道42号、東西に国道311号が通っている。また、北・東・西には田辺市、南には白浜町に隣接している。

総面積は57.37㎢あり、富田川が町の中央部を横断しており、流域の周辺には水田が集中し、山沿いの傾斜地では果樹等が栽培されている。

市場条件として、和歌山市までは自動車ですら約1時間、京阪神へは約2時間で輸送可能である。

また、当町の経済の中心は農業であったが、農業者の高齢化および農業を担う者の減少により後継者の不足が課題である。

このような状況の中で、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農地の遊休化を防止し、経営規模の拡大、生産性の向上及び労働力の省力化により近代的な農業形態の確立を進める。

- 2 当町の農業構造については、昭和50年代から高齢化及び二次産業就業による兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、一方では、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業を担う者の不足が深刻化している。また、こうした中で、農地が後継者に継承されず、一部遊休化したものが近年増加傾向にあり周辺農地の耕作にも大きな影響を及ぼしている。

- 3 当町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、当町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が当町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 当町は、将来の当町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

農業経営基盤強化促進事業およびその他措置を実施するにあたり町は、将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を定めることとする。「地域計画」を策定するにあたり、町は農業委員会に対し、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目

標地図」の素案の作成を依頼する。「地域計画」の策定に伴い、町は「地域の農業の将来の在り方」等について、農業者、農業委員会、農地バンク、農業協同組合による協議の場を設け、地域ごとの将来の農業の在り方や農業上の利用が行われる農用地等の区域について協議を行い、農用地の集積、集約化の方針や農地中間管理機構による農地中間管理事業および特例事業を通じた農地の権利移動による積極的な農地の有効利用に努める。

近年、増加傾向にある遊休農地については、今後、協議の場での話し合いに基づき、遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業を担う者（認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者）に利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

5 町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を西牟婁振興局農林水産振興部の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

例年2、3名が本町において新規での就農を開始している。従来からの基幹作物である梅やみかんの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、上富田町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

和歌山県主催のUIターン就農相談フェアに「上富田町農業振興協議会」として参加し、新規就農者及び青年等の確保に務める。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

上富田町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、

農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得280万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた上富田町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、わかやま農業経営・就農サポートセンターと連携し、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については西牟婁振興局農林水産振興部および農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に当町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、当町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 果樹 + 野菜	〈作付面積等〉 水稻 110a 梅 140a レタス 30a 計 250a (水稻の裏作をレタスとする。)	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 コンバイン(2条刈) 1台 田植機(4条植) 1台 スプリンクラー 一式 自動包装機 1台 定植機 1台	・複式簿記 記帳の実施により 経営と家計の分離を図る。  ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入  ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	〈作付面積等〉 水稻 40a キュウリ 20a 計 60a	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 田植機(4条植) 1台 自動制御装置 一式		

		無人防除機 一式 パイプハウス 一式		
施設	〈作付面積等〉 イチゴ 30 a	〈資本装備〉 パイプハウス 一式		
果樹	〈作付面積等〉 梅 200 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		
果樹	〈作付面積等〉 ミカン 250 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		
果樹	〈作付面積等〉 梅 140 a ミカン 90 a 計 230 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		
果樹	〈作付面積等〉 ミカン 200 a スモモ 20 a 計 220 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型の農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に当町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、当町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
------	------	------	---------	----------

水稲作	〈作付面積等〉 水稲 77 a 梅 98 a レタス 28 a 計 203 a (水稲の裏作を レタスとする。)	〈資本装備〉 トラクター (20 p s) 1台 コンバイン (2条刈) 1台 田植機 (4条植) 1台 スプリンクラー 一式 自動包装機 1台 定植機 1台	・複式簿記記帳の 実施による経 営と家計の分 離  ・青色申告の実施	・家族労働力 = 1名  ・家族経営協定締 結に基づく給料 制、休日制の導 入  ・施設園芸に係の 軽作業について 、パート雇用従 事者を確保
施設 野菜	〈作付面積等〉 水稲 28 a キュウリ 14 a 計 42 a	〈資本装備〉 トラクター (20 p s) 1台 田植機 (4条植) 1台 自動制御装置 一式 無人防除機 一式 パイプハウス 一式		
施設	〈作付面積等〉 イチゴ 21 a	〈資本装備〉 パイプハウス 一式		
果樹	〈作付面積等〉 梅 98 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		
果樹	〈作付面積等〉 ミカン 175 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		
果樹	〈作付面積等〉 梅 98 a ミカン 63 a 計 161 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		
果樹	〈作付面積等〉 ミカン 140 a スモモ 14 a 計 154 a	〈資本装備〉 スプリンクラー 一式 (緩傾斜で集団化された農地)		

(注)

- 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人として示している。

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の農産物を安定的に生産し、維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、わかやま農業経営・就農サポートセンター、西牟婁振興局農林水産振興部、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、上富田町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、西牟婁振興局農林水産振興部や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

上富田町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対して



は、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

上富田町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

上富田町は、上富田町農業振興協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びわかやま農業経営・就農サポートセンターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県及びわかやま農業経営・就農サポートセンター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようわかやま農業経営・就農サポートセンター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占めるべき面積の割合の目標は、概ね次にあげる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標
-------------------------------------

57%
-----

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

町では、果樹を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、圃場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン（目標地図）

町では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。

このため、平坦部においては、認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、目標地図の達成により、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導する等とともに、中山間地域においては農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、町の農地の効率的利用を目指し、もって基幹産業である農業の振興を図る。

### (3) 地域計画・目標地図の達成に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

町の将来の農地利用のビジョンである地域計画・目標地図の達成を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ・町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。
- ・中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、省力栽培による保全等の取組を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

当町は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、当町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

当町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事項に取り組む。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ③ 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- ④ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

以下、各個別事項ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
  - ・協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
  - ・参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を振興課農林水産班に設置する。
  - ・町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第

23条第1項の認定をする。

なお、当該認定にあたり、農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内に含まれる場合は、当該農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであることを確認する。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町ホームページへの掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、助言に努める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、西牟婁振興局農林水産振興部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたとき、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

- ・地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

上富田町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ② 農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進
- ③ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ④ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑤ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却費等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

- イ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

- (1) 町は、県下一円で公益財団法人和歌山県農業公社が農地中間管理機構の指定を受けて行う特例事業について、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、公益財団法人和歌山県農業公社が行う特例事業を促進するため、公益財団法人和歌山県農業公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。